

藤枝市中小企業販路拡大出展事業費補助金交付要綱

平成21年7月1日

告示第178号

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業者等の振興を支援するため、展示会、見本市等（情報通信技術を利用して行うものを含む。以下「展示会等」という。）に従来にない新製品、従来の製品に改良を加えた製品その他の販路の拡大を図ろうとする製品（以下「新製品等」という。）を出展する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは中小企業者が組織する団体で次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 製造業に属する事業を主に行うもの
- (2) 市内に主たる事業所を有するもの

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、展示会等に新製品等を出展するために要する経費のうち別表に定めるものとする。

2 補助率、補助限度額は別表のとおりとする。ただし、当該事業の実施に当たり、国、県又は他の地方公共団体等からこの補助金の補助対象経費を対象とした補助金を受給する場合には、当該受給する補助金相当額をこの補助金の補助対象経費の額から控除する。

3 同一の中小企業者等に対する補助は、1の年度において1回に限る。

4 同一の新製品等の出展に係る補助は、通算3回を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はその限りではない。

(交付の申請)

第4条 中小企業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合は定款、任意団体の場合は規約、会則等
- (2) 会社案内等
- (3) 出展計画書（第2号様式）

(4) 収支予算書(第3号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書等は、展示会等が開催される日の20日前までに提出しなければならない。ただし、特に市長が認めたものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業(以下「補助事業」という。)の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 申請した事項の内容を変更しようとする場合

イ 出展を中止した場合

ウ 補助対象経費の総額20パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(3) 社会通念上公金でまかなうことが不適切な経費について、補助金をもって支出しないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 変更出展計画書(第2号様式)

(2) 変更収支予算書(第3号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第8条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更の承認をするときには、変更承認書(第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 中小企業者等は、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日から

起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 出展実績書（第8号様式）
 - (2) 収支決算書（第3号様式）
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 写真（会場全体、出展ブース）
 - (5) 見本市等のパンフレット（出展社名が印刷されているもの）
 - (6) 出展する製品のパンフレット、案内書等
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第9号様式）する。

（請求及び交付）

第11条 補助金の交付請求の期限は、中小企業者等が前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までとし、請求は請求書（第10号様式）により行わなければならない。

2 補助金は、前項の請求があった後に交付する。

附 則（平成21年7月1日 藤枝市告示第178号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日 藤枝市告示第51号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の藤枝市中小企業販路拡大出店事業費補助金交付要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年4月1日 藤枝市告示第100号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日 藤枝市告示第101-17号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日 藤枝市告示143号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	内容
補助対象経費	出展に係る小間料、小間装飾料、印刷製本費、通信運搬費（旅費は除く）、その他市長が認めた経費とする。 ただし、国外における公租公課、消費税及び地方消費税を除く。
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	25万円